

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和3年度 第5回)
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課
開催日時	令和4年2月3日(木) 午後2時4分～16時38分
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室
議 題	諮 問 (1) 諮問第27号 終活情報登録事業における終活関連情報の収集 (2) 諮問第28号 終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理 (3) 諮問第29号 終活情報登録事業の業務委託 (4) 諮問第35号 医療観察制度に係る個人情報の外部提供 (5) 諮問第36号 小児慢性特定疾病医療費助成システムの新規構築 (6) 諮問第37号 小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築及び保守業務の委託 (7) 諮問第38号 寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合 (8) 諮問第39号 公立学校共済組合の外部ファイル授受システムとの電子計算機の結合 (9) 諮問第40号 成年後見制度利用促進事業委託に係る個人情報の目的外利用 (10) 諮問第41号 成年後見制度利用促進事業委託に係る措置 (11) 諮問第42号 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に必要な個人情報の目的外利用 (12) 諮問第43号 住民住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に係る個人情報の電算処理 (13) 諮問第44号 住民住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務の委託に係る措置

会 議 録

公開の 可 否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第 7 条 (2) に該当するため
出席者	委 員	草葉 隆義 (会長)、村山 健太郎、河原 弘明、小林 ひろみ、 辻 薫、松下 創一郎、岡 将太、紙子 陽子、國松 省三、田中 治、 戸内 洋二 計 1 1 名
	説明者	高齢者福祉課長、健康推進課長、子ども若者課長、人事課長、 福祉総務課長、自立促進担当課長
	関係人	情報管理課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長 (行政情報)

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、欠席者、松戸委員、苗加委員、升元委員より、ご欠席の連絡をいただいております。傍聴の方はございません。

本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきましたが、ご持参いただけましたでしょうか。

送付いたしました資料は、諮問資料4から10でございます。前回に引き続き資料をお送りした時点での資料の作成が間に合わなかったことをお詫びいたします。本日、机上配付させていただいておりますので、お手元の資料をご確認ください。

追加となる資料は、前回より継続でご審議いただく案件に関する諮問資料1から3、また、新規でご審議いただく案件に関する諮問資料11から13でございます。諮問資料9、10に関する説明資料も追加でご用意しております。また、資料8の別表が漏れておりましたため、同様に机上配付させていただいております。資料8の2枚目に挟んでくださいますようお願いいたします。ほかに前回の審議会の議事録（案）を机上配付させていただいております。

なお、不足している資料がございましたらお声がけください。お持ちいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、開会につきまして、草葉会長、よろしくをお願いいたします。

会 長：ただいまより令和3年度第5回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。本日は諮問事項13件を予定しております。

本日は、まん延防止等重点措置が発令中ですが、会議の開催につきまして、会長である私が判断を行い、開催させていただくこととなりました。このような状況でございますので、速やかなる会議の進行を目指し、会議時間は約2時間を目途としたいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早速に審議に入りたいと思います。議題に入ります。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問第27号、終活情報登録事業における終活関連情報の収集。

諮問第28号、終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理。

諮問第29号、終活情報登録事業の業務委託。

諮問第35号、医療観察制度に係る個人情報の外部提供。

諮問第36号、小児慢性特定疾病医療費助成システムの新規構築。

諮問第37号、小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築及び保守業務の委託。

諮問第38号、寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合。

諮問第39号、公立学校共済組合の外部ファイル授受システムとの電子計算機の結合。

諮問第40号、成年後見制度利用促進事業委託に係る個人情報の目的外利用。

諮問第41号、成年後見制度利用促進事業委託に係る措置。

審 議 経 過

No.2

諮問第42号、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に必要な個人情報の目的外利用。

諮問第43号、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に係る個人情報の電算処理。

諮問第44号、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務の委託に係る措置。

以上13件でございます。

そのうち諮問第27から29号は、前回継続審議とされたものでございます。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクをご使用くださいませうようお願いいたします。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わった際はスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

会 長：それでは、審議に入りたいと思います。事務局のほうからよろしくお願いいたします。

区民相談課長：資料1から3、諮問第27号、28号、29号について、保健福祉部高齢者福祉課長よりご説明申し上げます。

会 長：課長からよろしくお願いいたします。

高齢者福祉課長：高齢者福祉課長の猪飼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず先に、資料の作成が遅れてしまったことをおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

会 長：着席されて結構です。

高齢者福祉課長：恐縮でございます。ありがとうございます。

それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

まず、諮問第27号から第29号までということでございますが、前回の審議会でご審査、ご審議いただきまして、様々なご意見、ご指摘等を頂戴しております。今回はご指摘いただいた内容を踏まえて、主に3点、修正をさせていただきました。修正をさせていただいたものを、改めてご審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

まず、終活情報登録事業について(案)の資料をお取り出しいただきたいと存じます。

まず、変更点についてご説明しまして、簡潔に改めて事業概要をご説明させていただきますと考えております。

まず1番、変更点についてでございます。こちらについては、終活情報登録事業におきまして、登録できる方について、本人のほか親族と後見人ということでさせていただいたところがございますが、親族の範囲が不明確ですとか親族トラブルが懸念されるというご指摘を踏まえまして、親族は登録申請ができないという取扱いにさせていただきました。

また、後見人につきましては、引き続き登録申請可能ということでございます。後見人のところ、改めてご説明させていただきますと、後見人が登録を必要とした場合に必

審 議 経 過

No.3

要とできる仕組みというところなのですが、万が一ご本人様が出先で倒れられて、その方の緊急連絡先が分からないというようなときに、カード等を持つことによって、こちらのほうにご連絡をいただくという内容でございます。ご本人が倒れた場合に、すぐに後見人の方がついていのかどうか分かりませんので、こちらのほうで登録していただいて、ご連絡をいただければ、速やかに後見人さんにもご連絡いただけるということでございますので、こちらは可能とさせていただきます。

続きまして、登録情報からお墓の所在地、また他の自由登録の欄を除外してございます。こちらにつきましては、政教分離の条項に抵触するおそれがあるというところでございますので、お墓の所在地、さらには他の自由登録については葬儀等の内容も含まれて記載される場合もあるということで、こちらの欄も除外するという取扱いにさせていただきました。

3点目でございます。関係機関別に開示可能情報を見直すということで、ご本人の希望でありますけれども、開示先については限定したほうがよいというご指摘をいただきまして、改めて精査したものでございます。表記載のところの赤くバツを記したところが変更させていただいたところでございます。

また、8番の死後事務委任契約や終活に係る生前契約等ということで「終活に係る」ということで赤字で記してございますが、こちらについては、以前は「葬儀等の」ということになってございましたけれども、「終活に係る」ということで文言を修正してございます。

変更点につきましては、以上3点でございます。

改めて、事業概要を簡潔にお話させていただきますと、対象でございますが、区内在住のおおむね65歳以上の高齢者で事業登録を希望する方ということでございます。

事業内容でございますが、本人の申請に基づき終活関連情報を区に登録するというものでございまして、本人が病気、事故等で意思表示できなくなったとき、またはお亡くなりになったときに、警察・消防・医療機関・福祉事務所及びあらかじめ照会可能な者として登録された方からのご照会に基づき、区が登録情報を開示するという仕組みでございます。

裏面をご覧ください。事業の流れでございますが、本人は、区に終活関連情報を登録申請ということでございます。本人が認知症等の疾病により意思能力を有しない場合、後見人も申請可能ということでございます。前回のこの欄ですけれども、親族が入っていましたが、これは削除してございます。

申請に基づきまして、区は本人、ご本人様に対して登録証を交付するというような仕組みでございます。

開示についてですけれども、開示の条件といたしまして、本人が意思表示できなくなったとき、または死亡したときということでございまして、③及び④の手续に進んでいくという内容でございます。

(4) 登録情報の開示方法ですけれども、①警察・消防・医療機関・福祉事務所については口頭または書面、②照会可能な登録者につきましては書面ということで、登録情

審 議 経 過

No.4

報ごとに開示先を選択ということでございます。

(5)(6)(7)につきましては記載のとおりでございます。事業開始予定は、令和4年4月1日から実施したいというふうに考えてございます。

恐れ入ります、資料1をご覧くださいと存じます。

こちらにつきましては変更点をご説明させていただきます。終活情報登録事業における終活関連情報の収集ということで、まず3番、収集の方法でございますが、本人又は後見人から申請を受けるということで、こちらの親族というところを外してございます。

また、4番の収集の理由でございますが、3行目、本人の希望に沿った終末期の医療、また、ここに「葬儀」と記載がありましたけど、「葬儀」をなくしまして、円滑な死後事務等の実現につなげるということで修正をしております。

また、6番、取り扱う個人情報の本人収集するものというところで、本籍に関することから生前契約等に関することまででございますが、この後にお墓に関するところがありました、こちらを削除してございます。

恐縮でございますが、資料2をご覧ください。

終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理でございます。こちらの2番、業務の概要の3番の理由でございます。こちらも3行目でございますが、本人の希望に沿った終末期の医療、ここに「葬儀」と記載がありましたけれども、それを削除しまして、円滑な死後事務等ということで記載を修正してございます。

また、6番の取り扱う個人情報ですが、3項目の緊急連絡先、氏名、生年月日とありますが、ここに「本人との関係」ということがあったんですが、親族の欄の記載をなくしましたので、これも削除してございます。

また、下から4行目、遺言書の指定回答対象者情報とありますが、この下に「お墓の所在地、名称、電話番号、またその他の自由登録」という記載があったんですが、それを削除してございます。

続いて、資料3をご覧くださいと存じます。

終活情報登録事業の業務委託ということで、こちらも業務内容の1番の内容です。「本人又は後見人の申請に基づき」とあります。「親族」の項目を削除してございます。

また、4番の効果につきましても、3行目、「終末期の医療、葬儀」と記載がありました、そちらを削除しまして、「円滑な死後事務等」ということで修正を加えてございます。

また、8番の審議する対象範囲でございますが、別紙2の1番の記載の(1)でございますが、「本人又は後見人」というところから「親族」のところを削除してございます。

続いて、別表さらに別紙1等の記載でございますけれども、今、申し上げた内容を踏まえて修正を加えたものでございます。

大変雑駁ではございますが、ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

審 議 経 過

No.5

会 長：今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見がおありでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員：前回と違って、今回は情報を提供するところを限定してということで、僕自身は非常にいいことだと思います。漠然と情報を公開すべきではないというのが僕の考えで、熟慮した結果、それで必要なものに情報を公開するというのが一番情報公開のあるべき姿ではないかなと思っています。これ自体は賛成なんですけど、1個だけ教えてもらいたいの、エンディングノートというのがあると思うんですけど。これって、その本人が亡くなる前にこういうのをやりたいというのが書かれているということですか。

会 長：事務局、課長、お願いします。

高齢者福祉課長：ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、開示先の項目についても、より限定的にということでご指摘を踏まえて修正をさせていただきました。

エンディングノートにつきましては、ご自身についてですとか、資産、契約、もしものときの希望、亡くなった後の希望、終活お役立ちということで、様々な項目がございます。ご自身がどうしたいか、また、過去を振り返って、今後どう希望するかということを書く内容になってございます。結構ボリュームもありまして、相談を受けながら一緒にご本人の人生を振り返って、今後を考える上で役立つノートということで、ここにご希望ですとか、書かれたものを登録のときに、あそこに置いてあるよというところの場所だけ、うちのほうは情報としていただくこうというように考えてございます。

会 長：はい、A委員。

A委員：その流れなんですけど、これはもう希望というか、指摘ということなんですけど、エンディングノートに、多分亡くなる前にこの人に会いたいとか、そういう文言が入っていたりするのかなという気がして。もしそうであれば、ここの部分に関しては、警察とか、そういう救急とか、そこら辺に開示してもいいのではないかなという。これ、ごめんなさい、この内容についてというか、こういうのがあればいいのではないかなという意味で指摘をさせていただいたんですけども。

会 長：課長から、どうぞ。

高齢者福祉課長：そうですね。今おっしゃること、ごもっともなところですので、エンディングノートはエンディングノートとしてなんですけれども、何かあったときの緊急連絡先も承りますので、ぜひ連絡してほしいという方に緊急連絡先のところへ入れていただければというふうに考えてございます。いろいろご相談を受ける中で運用で対応できるところは、ご本人の希望に沿った形で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

A委員：分かりました。ありがとうございます。

会 長：B委員からお願いいたします。

B委員：それでは、私のほうから、資料3の別紙2についてお伺いしたいと思います。委託の流れの中で、今回諮問事項ということで(1)から(4)まであるんですけども、そのうち(2)から(4)まで提供するという、この提供の仕方なんですけども、方法とし

審 議 経 過

No.6

ては、どのような形でやるのでしょうか。

会 長：はい、課長。

高齢者福祉課長：委託事業者からの情報につきましては、電子媒体ということで、CD-ROMを考えてございます。USBですと、小さくて落とすという可能性もありますので、できるだけ目立つ大きいところということと、区のシステムの中でそれを取り入れることができるということでCD-ROMを考えてございます。

B委員：もう1点です。もう一つ、この同じ流れの中で、終活関連情報の開示ということで委託事業者から、警察、消防、医療機関等へ開示になるわけですけれども、この方法については、どのようにされるのでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：開示の方法につきましては、先ほど一番最初に説明した資料でございますけれども、2ページ目、裏面の(4)情報登録の開示方法ということで、登録情報ごとに開示先を選択していただくわけなんですけれども、警察・消防・医療機関・福祉事務所につきましては、口頭又は書面、照会可能な登録者ということでご登録いただいた方には書面ということでご提供する予定でございます。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：そうしますと、口頭または書面ということだと、これは場所的にはどちらのほうでされるのでしょうか。あくまでもこの委託先の社協の事務所ということでよろしいのでしょうか。

会 長：はい、課長。

高齢者福祉課長：基本的には委託先の社協のほうでやっていただくというところなんですけど、緊急等で私どもも情報がありますので、こちらが対応すべきところは、こちらも提供していくというところでございます。

B委員：分かりました。そういう意味では、その提供するなり開示するなりのこの出し方というの、やはりセキュリティーをしっかりと管理していただいてお願いしたいと思えます。

私からは以上です。

会 長：ほかにご意見、ご質問はおありでしょうか。

C委員、どうぞ。

C委員：私も情報の範囲等が大分整理されてきたなというふうには思いますが、基本的には、これで、まずやっていくという大変ですけど、やってみたらいいと思うんです。

ただ、やっているうちにいろいろなことが出てくる可能性がありそうな事案だと思っています。その際には、特に先ほどの情報提供のやり方とかは、もしかしたら、いろんなパターンが出てきてしまうのかもしれないなど。特に緊急等の場合は、場合によって、あるいは土日とか、そういう場合とか、いろいろあると思うんですけれども、少しそんなふうに思いました。あるいは福祉事務所ということは区関係なので、そういうときにわざわざ社協のほうに情報提供を求めるものなのかどうかというの、ちょっと思ったりして、どうなのかなというふうに思いました。

審 議 経 過

No.7

ただ、そうですね、特に口頭ということだと、簡単に、逆に急ぐのであれば、簡単に電話でというようなこともあるのかもしれませんが、その辺のところの実際の運用については、私もまだ分からないところがありますが、その辺の取扱いについて、何かあれば教えていただければと思います。

会 長：課長からお願いします。

高齢者福祉課長：ただいまご指摘いただきましたけれども、基本的に時間的な猶予があるものについては書面という形でご提示すべきかというふうに考えておりますが、緊急時の連絡については、一刻も争うような事態も想定されますので、そういった場合は電話なりで、相手の身元をちゃんと確認しながら対応していくというところがございます。

先ほども少し申し上げたんですけれども、社協、区のほうもデータを持っていますので、特に緊急時については、区が対応すべきときには、区のほうでしっかりと対応していきたいというように考えてございます。

C委員：分かりました。以上です。

会 長：大体、議論も尽きたようですので、それでは、ただいまの事項につきまして、これを是とするか、非とするか、確認をさせていただきたいと思います。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、この諮問は終わらせていただきます。

では、次をお願いいたします。

高齢者福祉課長：どうもありがとうございました。

区民相談課長：それでは、次の資料4、諮問第35号について、保健福祉部健康推進課長よりご説明申し上げます。

健康推進課長：よろしくをお願いいたします。健康推進課長の村上です。

着座にて失礼いたします。

それでは、諮問資料、資料の4をお出しく下さい。

外部提供としまして、まず件名ですが、法務省保護観察所への個人情報の外部提供になります。

2番、業務の概要です。

1、内容です。心神喪失者等医療観察法、こちら、正式名称は「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」でございます。医療観察法に係る事案について、保護観察所に個人情報を外部提供するというものです。

2番、対象者等ですが、医療観察制度の対象となった区民です。

提供先は、保護観察所になります。提供方法は文書による郵送です。

提供理由ですが、裁判所の求めにより保護観察所の社会復帰調整官が生活環境の調査を行う。その際、調整官が対象者の地域での支援体制を構築し、社会復帰を促すために必要な情報であるためです。法令は、先ほど申し上げた正式名称の法令の第19条、第22条になります。

審 議 経 過

No.8

ここで1枚めくっていただきまして、別紙をご覧ください。

根拠法令を示してございます。通称、医療観察法と申しますが、医療観察法の第22条「保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる」とされています。

第19条として、保護観察所のつかさどる事務は以下になります。

生活環境の調整、精神保健観察の実施、生活環境の調査、関係機関相互間の連携の確保などが掲げられています。

医療観察制度そのものについてのご説明が必要かと思いますので、先に、その次の参考資料をご覧くださいませ。

5ページ表紙で、6ページをご覧ください。

こちらに医療観察制度のご説明がございます。精神に障害を持つ人の社会復帰を促進するための制度としまして、この制度は、心神喪失又は心神耗弱の状態、重大な他害行為を行った人を対象としています。通常精神保健福祉政策にあわせて、社会復帰を進めるための継続的な支援を行おうとするものでございます。

具体的には、7ページのA3の流れ図をご覧ください。

大きく分けて、審判、指定入院医療機関の医療、地域社会における処遇に分けられますけれども、まず緑色の審判のところ、重大な他害行為があった場合に警察から送致がされ、検察庁で不起訴処分、または起訴。起訴の末、無罪の確定裁判となります。その際に検察官は地裁、地方裁判所に対して処遇の要否及び内容を決定するように申立てを行います。審判の段階で鑑定医及び保護観察所、申しあげました社会復帰調整官からの生活環境の調査結果等を踏まえまして、審判の結果、医療の要否が考えられ、通院の必要性、入院の決定等がなされることとなります。

今回提示する資料と申しますのは、このオレンジ色の社会環境の調査というところになりまして、具体的には保護観察所の所長から、豊島区であれば豊島区長へ報告を求められます。

説明の資料の表の資料にお戻りください。諮問資料の6番をご覧ください。

提供する個人情報、取り扱う個人情報になります。精神保健福祉サービスの利用状況の報告ということで、具体的には、精神障害者保健福祉手帳の有無、自立支援医療の利用状況、対象者及び家族に対する相談の状況、関係機関の支援状況などを提供いたします。

理由としましては、対象者の生活状況を社会復帰調整官及び裁判所が把握をするためということになります。

今年度、令和2年1件の照会がございましたので、今後も含めて、今回審査に出させていただきます。本審議会の承認後に、保護観察所から照会があった際に随時提供をしていきたいと考えております。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

会 長：それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか

か。

D委員、お願いします。

D委員：やや細かい制度の立てつけについて3点ほど伺った後、この制度に乗っかって情報を提供することの是非について、お聞きしたいと思うんですけども。

まず、この医療観察法の22条の趣旨ですけれども、これは審議会にかかっているというふうなことです。照会がされたとしても、照会された豊島区の側としては、応じるか、応じないかについて、主体的に判断する裁量というのは一応存在していて、だから審議会にかかっているというふうな理解でよろしいでしょうか。

健康推進課長：ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、できる基準になってございますので、そのような判断は可能でございます。

D委員：分かりました。ですと、それから次に、この対象者等が医療観察制度の対象となった区民というふうなことですけれども、これ、手続の過程で住民票の移動とかがありそうな感じなんですけど、これは照会があった時点で区民であるというふうなこと。多分独り世帯とかで入院とかすると住民票とか移ったりしますよね。だから、これ請求があった時点で住民票があるかというふうなことで一元的に決めるということですか。

会 長：課長からどうぞ。

健康推進課長：おっしゃるとおりで、入院前の住所地を基本として請求がされると理解しております。

D委員：なるほど。重大な他害行為があった時点で豊島区民でも応答。それは鑑定入院とかしたら、あるいは入院医療を受けるというふうなことになった場合は、また別の自治体の対象になって、豊島区の対象から外れるというふうなことで、そういうのに仮に照会が来ても応じないという。あるいは、こういう照会が来ることはあるんですか。

会 長：はい、課長。

健康推進課長：あくまで入院前の住所地が基準ですので、その後変わった場合というよりも、入院前の住所地のところに照会がされることになっております。その事件が起きた段階での住所地ということになります。

D委員：では入院した後で、この保護観察所の調整官が請求をした場合、その時点では区民ではないですね。入院地に、要は地域社会における処遇のところ、入院したら、これ重大な他害行為が豊島区で起こって、豊島区民が起こして、この地域社会における処遇は、多分どこかの指定通院医療機関、別のところに行って、住民票移って、この時点で保護観察所の観察官が豊島区に請求してくるということは、これは制度上あり得ないんですか。

これ、対象となった区民というのは、つまりどの時点で区民であったという。これ、一番最初の説明ですと、社会復帰調整官が照会をした時点で住民票を見て、区民か区民でないかというふうなことを見るという。

会 長：はい、課長。

健康推進課長：一番初めの処遇が決まる段階の照会時点ですので、すみません、こちらの概要

審 議 経 過

No.10

図に、保護観察所からの照会が何回かあるかもしれませんが、最初の緑の矢印のところですので、あくまで入院前の状態の住所地がどこにあったかということになります。その部分の今回審議になります。

D委員：なるほど、入院前の部分というふうなことです。分かりました。

で、これ制度は、最近できたというわけではないんですか、この22条自体は昔からあった。15年の時点からあったということですか。

会 長：では、課長、お願いいたします。

健康推進課長：医療観察法は平成17年7月施行ですので、そのときからこのような記載はございます。

D委員：なるほど。今になって、この22条に対応するのが審議にかかったのは何か、例えば、豊島区内の指定通院医療機関ができたとか、そういうふうなことだったり、何か必要性が突然増えたということなんですか。

会 長：はい、課長。

健康推進課長：それほど多い照会案件ではございませんで、今年度たまたま1件照会があり、昨年度は全く、そういう照会はなかったということで、現段階で照らし合わせて、保護審のご審査が必要と判断しましたので、今回出させていただきます。

D委員：なるほど。では、何かそんなに必要性が高くなったというふうな事態があるんじゃないけど、たまたま1件あったから、かけておこうかというふうな話ですかね。分かりました。必要性に関しては、そういうふうなものだというふうなことで。

この医療観察制度に対する豊島区の対応の仕方ですけれども、これ主管が健康推進課で、提供理由も本人のためというふうな説明があって、ただ、この説明、かなり率直に言うと、悪い意味でナイーブなところもあるかなというふうな感じもして、これ確かに、これは本人の更生のためというふうなところもあるんですけれども。これ、そもそもが殺人とか放火に該当するような行為をしたんだけど、責任がなく、犯罪が成立しなかった人々を対象としているというふうなことで、多分制度の趣旨としては表には出ないんだけど、どちらかというと社会防衛の趣旨であったり、あるいは被害者の処罰感情というふうなものを踏まえて、犯罪は成立しないんだけど、ある程度、社会から隔離させようというふうな趣旨も混入する可能性があるものだと思うんです。

で、実際に、少なくとも法の建前上は犯罪が成立していないので、そういうふうな処罰感情の満足とか社会防衛というふうなことは目的として正面から掲げることはできないわけなんですけれども、ただ運用の仕方によっては、そういうふうな方向性での運用もあり得るものというふうなことになってきて、豊島区として、この制度に対して、どういうふうな態度を決定するのか。つまり、情報を出して協力的に進めていくのかというふうなところは、少し真剣に考えてみる必要はあるとは思っております。

要はこれ、この精神保健福祉サービスの利用状況というふうな情報を、別に本人が同意していなくても外部に提供するというふうなことで、犯罪は成立しなかったんだけど、その当人の個人情報に関するコントロール権というふうなものを制約するという

審 議 経 過

No.11

ふうな側面はありますので、その点に対して、どういうふうに考えるかというふうな視点は必要になってくるのかなというふうな気はしております。

ただ、私自身が、この医療観察制度を実際にどういうふうな形で運用されているのか、これは本当に本人の更生のためなのか、それとも、むしろどちらかというところと社会防衛の観点のほうが強いかというのが、運用の仕方、よく分からないところがあるので、確たる意見というのはないんですけれども、この豊島区の判断として、この医療観察制度というふうなものに関しては積極的に情報を提供することで、別の言い方をすると、犯罪は成立しなかったんだけど、この更生要件に該当して違法な行為を行った区民の個人情報のコントロールに関する権利はある程度制約しても、こちらの制度に乗っかっていくべきだというふうな判断をされたのかというふうなところなんです。

要は、豊島区がこの医療観察制度というふうなものに対して、どういうふうに向き合うのかというふうな基本的な発想をお聞かせいただければと思います。

会 長：課長、お願いいたします。

健康推進課長：一課長のご説明になってしまいますけれども、私が所管している立場としての理解を申し上げます。

医療観察法の成立時には様々な議論があったことは了解してございます。それに先立って重大な事件が起きたことを機に議論が起きて、様々な反対の中、この制度が成立したことも了解してございます。

一方で、私ども精神保健福祉に携わる立場の身としましては、支援する対象であります、精神疾患を持つ患者様は支援する対象でありますので、社会防衛としてということよりも、その方が社会に復帰できるように社会復帰調整官や、そのほかのケア会議という場を頻回に持つんですけれども、そういった場所に関係機関、医療機関及びワーカーの方々、様々な方々、本人も交えて話合いの場を何度も何度も持って、その方が社会復帰できるようにというふうに支援をしていく立場でございまして、法律制定の目的に社会防衛というものがあつたからこそ、そういう議論になったことは承知はしてございますが、あくまで私たちのスタンスとしましては本人への支援の視点でございまして。

ですので、支援に必要と思われる情報は受け入れて提供させていただきたいと考えております。

会 長：D委員、お願いします。

D委員：そうですね。関係者が善意で行動しているというのは、そういう想定がある、そういうふうな考えて対応すべきなのかなというふうには思います。

豊島区として、この医療観察制度というものに対して、基本的にそれを是認して望ましいものであるというふうな対応をしていくと考えるのであれば、あえて反対するところまでの必要はないかと思いますが、この情報の提供というものが、犯罪が成立しなかった区民の個人情報をコントロールする権利というものを一定程度制約するものであるという認識は持った上で、この外部提供というものを行うのであれば、そういう自覚を持った上で行っていただければというふうには思います。

会 長：課長、お願いします。

審 議 経 過

No.12

健康推進課長：重大な点のご意見をありがとうございます。非常にセンシティブな情報を取り扱っているということは関係者認識してございますので、提供に際しては十分に細心の注意を払ってまいりたいと思います。

会 長：E委員からお願いします。

E委員：行政サイドとして情報を提供するに当たりまして、住民票が豊島区にあったということで、関連する機関が情報を持っているということで、その関連する機関に対して行政サイドのほうで、情報を提供する前の段階で関連機関に意見を伺うという機会はあるんですか。その上で判断をして情報を提供するのか。その辺だけお聞かせ願いたい。

会 長：課長、お願いいたします。

健康推進課長：保護観察員から豊島区のほうへ求められるのは保健所が保持している情報のみですので、その部分に関しては提供をいたします。

会 長：E委員、お願いします。

E委員：その情報提供というのは、例えば不起訴処分になったと。その前の段階で関連を持った情報です。これは関係機関、豊島区内の関係機関に、障害課とか、そういうところにある程度諮問といたしますか、問合せをして、こういう調査が来ていると。情報を提供するというふうに当たりまして、意見を伺う機会があるのかどうかということです。あるわけですね。

会 長：課長からお願いします。

健康推進課長：すみません、ご質問は多分、この手前の段階のことだと思うんですけど、あくまで私たちは調整官からの要望というか、そういう情報を求める、報告を求める依頼に関して応える部分ですので、ほかの関係機関に対して、お答えができない状況でございます。

ただ、少しずれるかもしれませんが、捜査の段階等での必要な情報の公開といったものは、それは警察から、基本的にはお答えはしないんですけども、警察からの依頼状、個別の例でどうしてもこの部分が必要であるということに対して、依頼状をもらった上で、検討して答えられる答えられないことをお答えすることはあります。その部分の回答で合っていますでしょうか。別件になりますか。

E委員：こういう複雑な個人の情報については、やはり現場からの情報をきちっと把握しておくというのが大事だと思うんです。確かに、法上の権限を持って調査に入るということは必要なことなんですけど。現場の過去の経過といたしますか、そういう情報については過去の機関が持っているわけですし、そういう意見を十分付度しながら最終的に情報提供の結論に至るといような、そういうシステムといたしますかルートといたしますか、きちっと進めていただきたいなというふうに思います。

会 長：ほかに。

C委員、お願いします。

C委員：なかなか難しい部分もあるのかなと。法改正のときには反対をした政党もありまして、共産党も法改正、2003年かな、のときには反対をしたと。そのときは、医療体制が本当にちゃんとしているんですかというところが一番の問題だったというのが、記

審 議 経 過

No.13

録の中では出されています。

ですから、私もすごい悩みましたが、實際上、先ほどのいろんな質疑なんかも聞いていますと、実際に無罪か有罪かという判断の問題ではなくて、既にそれが無罪と決まった後に、どういう対応をしていくかということの参考資料というか、参考情報という悪いんですけど、それを改めて保護観察所ですか。そうですね、保護観察所から要求をされて出すという内容だというふうに認識するんですけど、まず、そこはよろしいでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

健康推進課長：ご指摘のとおりでございます。

会 長：はい、C委員。

C委員：それで、實際上、これを役立てながら当事者の自立支援というか、そういうことにつなげていくという部分では、慎重にしつつも必要な情報であれば、これは否定をする必要もないのかなというのが現在の私の認識です。

ただ、やはりそのところの運用が本当にうまくいくのかどうかとか、そういうことなので、そのところの判断のところ、先ほど、どういう判断で区が出すのか出さないのかというのがありました、あくまでもその本人の治療の部分というかな、そういう部分に役立て、治療というか社会復帰等を支援していくというときに必要だという範囲でやるということになるのではないかなと私も思っております。

なかなか外部提供というのは難しいなというふうに思いますし、先ほどから質疑の中で出ているように、それほど頻繁に行われるものではないというところで、そのノウハウとか、こういう場合がどうかという、そういうものもなかなか蓄積もできていないのではないかなというのは、逆に言うと、その辺が本当に必要なんですかと言われると、逆にそういうものは、もともとそれまでの経過の中で情報収集されているのではないかなとか、そういうことも思ってしまいうので、改めて区として出す必要があるのかというのもあるので、そこはちょっと迷っていますけれども。

以上です。

会 長：課長からお願いいたします。

健康推進課長：ご指摘いただいた医療体制に関してですけれども、平成17年の法成立時には指定入院医療機関等も非常に限られているという状況だったんですけれども、令和3年の4月の段階ですと、東京都だけでも99床、二つの病院で指定入院機関は99床ございますし、仮に通院になられたり、退院をされた方をフォローする指定通院医療機関も、病院、クリニック、薬局、訪問看護ステーション等、計178の登録がございますので、支える仕組みというのは進んできていると思います。

以上です。

会 長：ほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。

それでは、ここで決に移りたいと思います。

本件につきまして、是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

審 議 経 過

No.14

全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の審議に移らせていただきます。

区民相談課長：次の資料5から6、諮問第36号、37号について、保健福祉部健康推進課長よりご説明申し上げます。

会 長：課長からお願いいたします。

健康推進課長：再び着座にて失礼いたします。

資料の5、諮問第36号、37号、まとめてのご説明になります。よろしくお願いたします。

まず、資料の5をご覧ください。

諮問資料（電算処理）に関して。件名、小児慢性特定疾病医療費助成システムの新規構築です。

業務の概要です。内容ですが、児童福祉法に基づきまして、令和5年2月に豊島区に児童相談所が設置されます。それに伴い小児の慢性特定疾病、対象は16疾患群で現在788疾患ございますが、そちらに対する医療費の助成事業が東京都から豊島区に事務が移管されます。この移管に伴いまして、小児慢性特定疾病医療費助成の申請、審査、医療費支給、指定医の管理などに関する事務を遂行する必要があり、新たに小児慢性特定疾病医療費助成システムを構築し、個人情報の電算処理を行います。

また、当該業務は住民記録や区民税税額の確認が必要、必須でありますため、住民基本台帳ネット、すみません、「住記」の「基」が間違っております。住基及び税システムと連携を行い、マイナンバー法に基づいて受給者情報の副本登録を行います。

対象者数としましては、患者数が120人前後、新規で加わる場合もありますが、120人から150人と理解してございます。及び当該患者の世帯員などになります。

理由としましては、小児慢性医療費助成事業をシステムにて電算処理することで、東京都からの円滑な移管を可能とし、また本業務にて取り扱う個人情報を正確に管理し、適正かつ遅滞なく事務を遂行できる環境を整えることで区民サービスの向上を図るためとなっております。

別表をご覧ください。資料5の別表になります。

東京都で取り扱っていた申請時のデータと全く同じものでございますが、小児慢性特定疾病医療費助成事業システムです。すみません、他システムデータ、左下に他システムデータ連携というところで、住民基本台帳や税等の情報は区しか持ち得ないものですので、今回、新たに加わっているものでございます。

小児慢性特定疾病といいますのは、どういったものか少し補足をさしあげますと、児童福祉法に定められている疾病医療費のものでございまして、どういった疾患かということ、慢性に経過しているもので、生命を長期に脅かす疾患で、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患。長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病ということで、こちらの特定疾病医療費の助成システムというものがございます。

あわせて、資料6の説明をいたします。

こちらは、ただいま申し上げました業務、及び保守業務を委託する諮問になります。

審 議 経 過

No.15

件名、小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築及び保守業務の委託でございます。

業務の内容の1、中段をご覧ください。区民サービスの向上を図るため、小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築及び東京都の受給者関連データの移行業務を委託いたします。また、稼働後の法改正等による軽微な改修、使用方法などに関するヘルプ、システム障害対応、不具合の修正等に対応するための運用の保守も併せて委託をいたします。

委託をする理由は、専門的な知識や技術が求められていまして、システムに精通した事業者である必要があるためです。

効果としましては、専門業者へ委託してシステムを構築することで、効率的かつ確実な事務処理が可能になります。

こちらの諮問資料の5番、諮問理由は、新たな個人情報の業務委託のためになります。

審議をする対象範囲、8番ですけれども、別紙2の流れ図ということで、資料を少しおめくりいただきまして、最後から2枚目の別紙2をご覧ください。

こちらの医療費助成システムの構築・保守委託の流れになりますけれども、まず、現在東京都のサーバーのほうにこれまでのデータがございますので、左側が区、右側が受託事業者ですが、構築時には、区のサーバーに都に現在保管されているサーバーからのデータを取り込む作業がございます。令和5年2月の運用開始後はデータをシステムに直接入力することとなります。事業者に関しましては、システム構築、データ移行、システムの保守に関して業務がございます。個人情報を扱う作業は区のサーバーセンター、もしくは区の施設の中で作業を行うことでデータの持ち出しはございません。区のサーバーとしましては仮想環境がございますけれども、その中で小児慢性特定疾病医療費助成システムに取り込んで、副本登録として、共通基盤に上げることになります。また、税のデータ及び住民基本台帳からの情報で照合を行うことで情報の間違いを防ぐということを検討してございます。

続きまして、別紙の3をご覧ください。

別紙の3、6番になります。一番下のところですが、システムの導入としましては、本審議会の承認をいただきましたら、来年度4月から構築を開始し、10月からデータ受領、12月に税データ受領2回目、本稼働は令和5年2月1日を考えてございます。

何度もすみません、資料6の表紙に戻ってください。

そういったことで、審議する対象範囲、8番ですけれども、(1)番、東京都からのデータの移行業務。(2)区から委託事業者へのシステム障害・不具合の復旧依頼、問合せへの個人情報の提供。(3)委託業者から区への復旧・回復確認作業、問合せ対応による個人情報の参照になります。

ご説明は以上になります。よろしくお願いたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

はい、C委員。

C委員：基本、児童相談所設置に伴って、いわゆる幾つかの業務が児童福祉審議会とか、障害

審 議 経 過

No.16

者、障害児に関する事務とかが移管されてくる、その準備だというふうに考えておりました、それについては賛成です。

ただ、一言だけ言えば、マイナンバー法に基づく、それに関する業務も含まれているところでは、ここはちょっと納得できないというか、私としてはこれまでもマイナンバーを使うということについては反対をしてきましたが、今回のこれについては、そこに一言言わせていただいて、反対はしないんですけど。

改めて、ちょっと伺うんですけれども、もう一回確認だけするんですけど、データを取り込むときというのは、どういう形で取り込むのかというのを教えてもらっていいですか。

会 長：課長、お願いいたします。

健康推進課長：CD-ROMの形で職員がデータを取り込むということで考えてございます。

会 長：C委員。

C委員：東京都のほうからデータをもたらってくると。それと、だけど基本的にはまずもってきて、豊島区のデータと突合等もするということになるんですか。

会 長：課長、お願いします。

健康推進課長：委員おっしゃるとおりで、取り込んだ後に突合をいたします。

会 長：はい、C委員。

C委員：了解いたしました。移動のときの個人情報の管理等については注意をしていただきたいというふうに思います。

今度、区のシステムになってきて、では、この保健所のところで難病という流れの中で、こういうものは取り扱われていくということになるんですかね。今回は健康推進課でやっていますけれども、これはずっとそういう形になるんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

健康推進課長：健康推進課、すなわち保健所内で作業いただく、及びデータのサーバーセンターなるものが首都圏内に1か所ございますので、そちらでも併せて補助いただくという流れになります。

C委員：以上です。

E委員：1点だけ。

会 長：E委員、お願いします。

E委員：専門家ではないので全く分かりませんが、この小児の慢性疾患ですね、対象16疾患群云々というのはあれなんですけど、具体的にいうと、典型的な病気なのかということと、もう一つは新たな新生の疾患というのが出てくる可能性があると思いますので、それとの取扱いというのはどうなのかと。

会 長：課長、お願いします。

健康推進課長：申し上げましたとおり、慢性に経過していて命を脅かす、長期にわたって生活の質が下がる、長期に医療費が高額になるということで、例えば気管支ぜんそくの非常に重症な例みたいなものも該当になる一方で、悪性腫瘍であったりとか、難病法で難病と位置づけられつつ小児慢性疾患でもあるという、様々な多岐にわたる分野でございま

審 議 経 過

No.17

す。疾病数は平成26年の704から徐々に増えてきてございまして、今後も新しい疾患等発見された場合、または、この疾患はこちらの適用だろうとなったときに増える可能性はございます。

E委員：ありがとうございます。

会 長：ほかにないようでしたら、ただいまの事項につきまして、これを是とするか、非とするか、確認をさせていただきたいと思えます。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

この諮問は終わらせていただきまして、次をお願いいたします。

区民相談課長：次に資料7、諮問第38号について、子ども家庭部子ども若者課長よりご説明申し上げます。

子ども若者課長：子ども若者課長でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

会 長：着席されて結構ですのでお願いいたします。

子ども若者課長：ありがとうございます。失礼いたします。

資料番号7になります。件名、寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合でございます。

業務の概要でございますが、内容といたしまして、寄附金収納事業者から寄附者から同意の上、個人情報収集し、区に提供し、区において寄附受領証明書の発行・発送の事務を行うためのものがございます。

対象者は、寄附者（サイト利用者）でございます。

契約の相手先は、株式会社メルカリ及び株式会社メルペイでございます。

結合方法ですが、電子メールにて個人情報を受領する形になっております。

理由でございます。本業務において、寄附金の収納業務は事業者が行いますが、寄附者宛に寄附受領証明書等の発送事務は区で実施いたします。情報を正確に受領し、事務を適切かつ効率的に行うために電子計算機の結合を行う必要がございます。迅速かつ正確に寄附受領書の証明の作成及び発送を行うことで、当該個人情報の本人である寄附者の利益となり、福祉の向上に寄与すると考えております。

3番の一括承認基準の該当の有無でございます。類型といたしましては、4の電子メール等による個人情報の収集がございます。

過去の類似案件でございますが、(仮称)マンガの聖地としまミュージアムの整備に係るインターネットサイトによる寄附金の募集・受付、収納代行業務に係る電子機器の結合がございます。

諮問理由でございます。事前一括承認基準に適合するかどうか、明確に判断できないために諮問をさせていただきました。

取り扱う個人情報でございます。電子計算機と結合するものは、氏名、住所、寄附金額、寄附日、電話番号になっております。これらが必要な理由ですが、寄附受領証明書の作成や発送に必要なためでございます。

審 議 経 過

No.18

7番の電子機器の結合をする時期及び期間でございますが、本審議の承認いただきましたらば、終期は定めずに毎年実施していきたいと考えております。

参考資料としておつけしたものが、メルカリ及びメルペイとの収納事務委託契約書になっております。こちらはメルカリ及びメルペイで集めていただいた寄附金を区に収めていただく、その手数料といたしまして、この契約書（案）の第4条にあります、1回当たり200円の手数料をメルカリ及びメルペイにお支払いするという形になっております。

この仕組みについてです。参考資料③をご覧くださいませでしょうか。カラー刷りにさせていただきます。

メルカリを介した寄附金募集についてでございます。「としま子ども若者応援基金」への寄附金受入れの窓口をさらに広げるため、「メルカリ」を介した寄附金募集をするものでございます。メルカリというのがインターネットサイトのフリーマーケットアプリになっておりまして、一般の方々が自分が必要がなくなったものをそこに出品し、それを見た方が必要だと思った方がそれを買取するという、一般の方々の物品のやり取りです。

その概要を1番のメルカリを介した寄附金募集の概要でございます。

寄附イメージですが、メルカリで商品を販売して得た売上金、このシステムの中でメルペイという言い方をしておりますが、この売上金を用いて指定した寄附先に寄附を行うものです。流れといたしまして、一般の方がメルカリで商品を出品して、そのサイトに出品して、商品を売ります。その売上金の一部をご本人の希望される、幾つか登録をされています、今回そこに豊島区が登録いたしまして、寄附先を選んで、出品して売上金の一部を寄附したいというご希望があった場合には、そこに寄附できるという仕組みになっております。そこでこの売上げ100円で売れたものの一部の10円を豊島区に寄附したいというようなときに、その10円分が豊島区に届くという仕組みになっております。

取り扱う個人情報及び収集方法についてです。第2回個人情報保護審議会の際に、こちらでは「さとふる」での募集ということで審議をしていただいた件です。その違いでございます。「さとふる」と「メルカリ」の比較表を四角の表にさせていただいております。

取り扱う個人情報につきましては、「メルカリ」と「さとふる」、同じような項目になっております。寄附金の収納事務は事業者に委託という形で同じ方法になっております。

違う点なのですが、取り扱う個人情報の照会・収集方法でございます。前回の「さとふる」では事業者が専用サイト、事業者が管理している専用サイトにログインして、専用IDでログインして収集をするという、そのサイトを見て、こちらが収集するという方法だったんですけれども、今回のメルカリは寄附者の方の個人情報をメルカリのほうから電子メールで送っていただくという形になっております。

そこで項番2になりますが、今回審議をお願いする点ですけれども、インターネット

審 議 経 過

No.19

の利用に関する審議事前一括承認基準の中に、電子メール等による個人情報の収集の規定がございます。個人情報を含む寄附情報を電子メールで照会・収集するということですが、今回のこの一括承認基準の記載にある「電子メールによる照会、要望、相談、苦情等」に関する事業に該当するかどうかということが、所管課で一律に判断していいものかどうかということが判断が付きませんでして、ぜひご審議いただきたいと思い、今回諮問させていただきました。

寄附者の情報を電子メールで送っていただくということが該当するかどうかということですが、どうぞご審議のほどお願いいたします。

会 長：それでは、今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

D委員：では、よろしいですか。

会 長：D委員、お願いします。

D委員：このついでに契約書とか、あるいはこれ取り扱う個人情報の照会とか収集方法を電子メールでやるというのは、もうメルカリ側から約款のような形で示されて、要は、これをのむか、うちと契約するのを止めるか、どちらか選んでくださいというタイプのものですか。

会 長：課長からお願いします。

子ども若者課長：ありがとうございます。

ご指摘のとおり、今回はメルカリのシステムを使ってやるものでして、この方法を取らないと今回の契約はできない、メルカリを使っている方々からの寄附を受けられないという状況になっております。

D委員：なるほど。もう約款で、これ変えられないし、システムを変えられないというふうなことなので、ここであれこれ言っても仕方がない気もするんですが、気になるのは、例えば第6条の2項とかで個人情報の取扱いを別に豊島区の承諾を受けずに第三者に委託することができたりするところであったり、あるいは電子メールで収集するのも、例えば、次の諮問資料の資料8とかで出てくるように、多分、これ暗黙の前提として、電子メールが一番危なくて、CD-Rで送るのが次に安全で、一番安全なのは、多分管理者の専用サイトにログインして収集するのが一番安全だというふうなこと、多分、次の資料8とかに出てくるのかなと思うので、何となく認識として電子メールというのは、あまり安全ではないのかなという気もするんですが。

ただ、要はこれを丸ごとのむか、うちと契約を止めるかのどちらかしか選べないということなので、非常にこれ、財政的にこれで潤うというのであれば、このままでしか仕方がないのかなというふうな、要は交渉の余地は一切ないというふうなことなのか。交渉してみると豊島区ぐらいの交渉力では無理という感じなのか。まずは、そこに。多分国との契約だったらメルカリも変えるんだと思うんですけど、豊島区ぐらいだとちょっと無理かなという感じだと、あまりいろいろ言っても仕方がないというところがありますので、そこら辺どうですか。のむしかないんなら、すごく財政的に潤うのであればいいのかなというふうな気もしますが、いかがでしょう。

会 長：課長、お願いします。

審 議 経 過

No.20

子ども若者課長：ご指摘ありがとうございます。

今回のメールのやり取りについての個人情報の件なんですけれども、メルカリからは、メールで送る際にはzipファイルにしてパスワード付で送りますということになっております。この方法は区がメールで資料等をやり取りする場合にも、zipファイルにしてパスワード付で送るという方法になっておりまして、区のやり取りと同じ方法になっていると考えております。実際にメルカリと、この契約なんですけれども、先行自治体17自治体ございまして、特に問題が発生したという報告もないところでございます。

財政的に潤うかという点なんですけれども、先行自治体の鎌倉市の例なんですけれども、2020年10月から2021年9月までの1年間で453件、12万1,000円余の寄附金があったということです。確かに金額としてはあまり大きいものではないのですが、今回こういう形で、このメルカリ、若い人たちがたくさん使っているシステムを使うことで豊島区の子ども若者支援、子ども若者応援プロジェクトやっているとことや、若い人たちの寄附文化の醸成等につながるものと考えておりまして、ぜひ進めていきたいと考えておるところでございます。

D委員：分かりました。なら仕方がないのかなというふうな気がしますので、了解いたしました。

会 長：C委員、お願いします。

C委員：実は、私は逆に契約とかではなくて、この制度で本当にうまくいくのかなと思ったのが、1番が手数料1件200円という、1回当たり寄附金の振込み1回200円というのが、これ例えば、ちょっと私が勘違いしていたらごめんなさい。1人の人が出したもの、1件に1個ずつ来たらすごいいっぱいになったりするから、まとめて例えば1か月分とか、そういう形のファイルになって来るのであればいいんですけど。よく私はクレジットカードのポイントが結構貯まって、最後の端数をどうしようかと考えたときに、寄附でもしようかなと思うと、大体500点以上とか言われて、あっこんなないやとかと。結局そういうのはできないから、あまり小銭的なこともできないのかなとか、ちょっと思ったり、いろいろしているんですが。今回は、これは寄附する方の1件の手数料がかかるということなのか。それとも区のほうに来るお金が手数料200円なのか。その辺のところをまず教えてもらえますか。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：今回のこの振込み1回当たり200円ですが、メルカリから区に収めていただくとき、1回について200円になっております。そのため寄附者の方が、確かに、1件1件はこちらは少ないというふうに想定はしております。例えば1か月ごと200円に達しないような場合には、200円に達するまで区への振込みを保留するという方法もございます。これにつきましてはメルカリから区への1回の金額でございます。

会 長：はい、C委員。

C委員：それで、メールで来る情報のイメージも湧きまして。ただ、先ほど暗号化してというやつですが、豊島区もやっているけど、暗号化して、それを同じメールアドレスを送る

審 議 経 過

No.21

んだから、暗号はみんな受け取る人は分かるわけで、あまり意味がないというのが最近
は言われているかなというのが一つあります。豊島区がやっているようなやり方でやる
んだったら、鍵のかけ方、また違うやり方をする必要があるのではないかなと思いま
す。

昔聞いたのは、電子メールというのははがきみたいなもので、書いてあるのが見られ
るんだとかと一般的に言われて、封書にするのが暗号化みたいなどころがあるというふ
うに聞いたこともあるんですけど、その辺のところは私としても心配というか、あまり
よく分からないんですが。その辺のところのメールでのやり取りで、これ一応住所と
名前と寄附金額と電話番号まで入ることだと、ちょっと普通にどうなのかなとい
うところもないことはないです。本当にこれしかないんですか。

会 長：はい、課長。

子ども若者課長：今の段階で提示されている案につきましては、情報についてはメールで、パ
スワード付のメールで月に1回提供しますという形で連絡が来ているところでござい
ます。今回メルカリのほうから提案がされている形につきましては、この方法になって
おります。

会 長：ほかに。

F 委員、お願いします。

F 委員：基本的に、これは別段、私としては大丈夫だなというふうに思っているんですけど
も、先ほど出ましたメリット、この区に対するメリットがということで、今、鎌倉市の
例を出していただきました。「さとふる」でトキワ荘関連ではそこそこの金額が寄附を
されています。この「メルカリ」によって、そのレベルのものでというのが、ちょっと
もったできないのかなという気がするんですけども、鎌倉市の場合は、特に子ども若
者の応援のという、そういうものではなく、どんな触れ込みで募集といいますか、それ
をかけているのかというのは分かるのでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：申し訳ございません。どのような目的でというところまでは、すみません、
把握していなかったんですけども、サイトを選ぶところで、鎌倉市とかというところ
で自治体を選べるサイトになっております。そして、そこに豊島区は子ども若者のため
にということでアピールをしていきたいと考えております。

会 長：はい、F 委員。

F 委員：では、今おっしゃられた子ども若者に対する支援のことをしっかりとらって、これ
を運用していくというふうに理解すればよろしいですね。

会 長：はい、課長。

子ども若者課長：あくまでも今回は子ども若者応援プロジェクトの一環としてやっていき
たいと思っておりますので、きちんとそれが寄附者の方に伝わるように取り組んでまい
りたいと考えております。

会 長：ほかにご意見がございませんようでしたら……。

E 委員：すみません。

会 長：はい、E委員。

E委員：資料の7で最後のところに、今回の個人情報審議会に当たってということで、メルカリサイドのほうから電子メール等による個人情報の収集の規定はあるが、個人情報を含む寄附情報を電子メールで照会・収集することが、一括承認基準に記載のある「電子メール等による照会、要望、相談、苦情等」に該当するか明確に判断することができないため、念のため諮問したという趣旨なんですけど、何かちょっとよく分からないんですけど、ちょっと教えていただけますか。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：個人情報の電子処理をするための電子計算機の結合につきましては、一括承認基準がございます。そこで定められているものにつきまして、電子メール等による個人情報の収集についてでございます。「区の外部に対して電子メール等による個人情報の提供を求めてはならない。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときはこの限りではない」という例外になっております。

この例外の①といたしまして、人の生命、身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合は大丈夫ですよ、集めていいですよと。

②といたしまして、電子メール等による照会、要望、苦情、相談等に回答する場合において、回答先を照会する方法として、電子メール等以外適当なものがないときには電子メールで求めてもいいですよという規定になっています。

今回は、照会とか要望とか苦情とか相談という内容ではなくて、寄附をしたいですよという申出の方の個人情報を集めることに電子メールで集めることになりますので、このここに例示されている「照会・要望・相談・苦情等に該当しないとき」と判断できないときには、「この基準に適合しないとき、及びこの基準に適合するかどうか明確に判断することができないときには審議会に事前に諮問するものとする」という条項がございましたので、諮問をさせていただきました。

E委員：分かりました。

会 長：それでは、この辺で決を採らせていただきたいと思います。

この諮問につきまして、是とする方は挙手をお願いいたします。

お一人を除いて……。

D委員：では、最後に1点、ちょっと述べさせてもらいますと、念のため交渉してみたらどうですか。もう少し安全な……。いや、何か本当に交渉したのかどうかよく分からないので。電子メールではなくて、「さとふる」みたいにログインできる方法でやることはできませんとか、交渉してみても、もうメルカリが一切応じないという感じだったら仕方ないんですけど。交渉はしてみてもいいのではないかとは思うんです。ただ、どういう決の採り方になるのか、よく分かりませんが。

会 長：課長のほうで、その内容のお考えはいかがですか。

子ども若者課長：今回ご指摘いただきまして、様々な方法があるということも教えていただきましたので、個人情報保護のためにメルカリのほうに要望等は出していきたいと考えております。要望してまいります。

審 議 経 過

No.23

今の段階では、この示されている状況ですけれども、事業を進めていく中でメルカリに要望を出していきたいと考えております。

会 長：そうすると、そのメルカリとの話合いの経過を見てということによろしいのでしょうか。それとも何か時間的な制約はありますか。

子ども若者課長：そうですね、時間的制約、いつまでにというものはございませんが、できれば早く寄附文化の醸成というところで寄附の窓口は増やしていきたいと考えております。

会 長：3月にも審議会あるんですけれども、そのときまでにということでもよろしいのでしょうか。

子ども若者課長：もう一度、お諮りさせていただくことは可能です。その場合なんですけれども、もしメルカリがこの方法以外駄目ですと、今の段階では対応できません。後々、一つの課題として受け止めますというような回答になることもあるかとは思いますが、状況がもしかしたら変わらないかもしれないんですけれども。もう一度お諮りすることは、こちらとしては時間としては可能でございます。

会 長：それでしたら、やはり審議会の性格上、慎重に進める必要があると思いますので、この案件は継続ということではいかがでしょうか。

また3月にご検討いただいた経過を踏まえてということとを考えますが。事務局のほうはいかがでしょう。

区民相談課長：事務局からお答えいたします。

今、会長からご提案いただきまして、所管のほうでもよろしいということではよろしいでしょうか。

では、継続ということではよろしく願いいたします。

会 長：では、この案件は継続ということにさせていただきます、次に移らせていただきます。

区民相談課長：それでは、次の資料8、諮問第39号について、総務部人事課長よりご説明申し上げます。

人事課長：それでは資料の8をお取り出してください。

公立学校共済組合の外部ファイル授受システムとの電子計算機の結合でございます。

会 長：着座をお願いいたしたいと思います。

人事課長：ありがとうございます。

こちらは、区の幼稚園教諭の給与の情報等につきまして、現状は、その情報をCD-Rに焼いて、それをゆうパックで公立学校共済組合とやり取りをしているというふうになっております。これを区の庁内LAN端末と公立学校共済組合指定の外部ファイル収受システムを接続することで、迅速かつ安全に例月の報告を行っていくというものでございます。

対象者は幼稚園教諭11名の情報でございます。

相手先は公立学校共済組合東京支部となっております。

結合方法でございますけれども、毎月送信される、公立学校共済組合から送信される

審 議 経 過

No.24

URLを通して、インターネットの仮想環境で外部ファイルを収受システムにログインをして、報告のファイルをアップロードするというふうになっております。

資料8につけております参考資料を1枚めくっていただきますと、外部ファイル収受システムについてという資料がございます。

流れとしては、区から送信をしたものを外部ファイル収受システムで受け取ってもらって、公立学校共済組合がダウンロードするということになっております。この流れなんですけれども、毎月、公立学校共済組合からメールでアップロード先のURLとログインのためのIDパスワードが送付されてまいります。これは毎月変更されるもので、豊島区専用のもを毎月違うものを送ってくるというものでございます。それも期限がございますので、その期限内にURLにアクセスして、データをアップロードするというふうになっております。

ですので、そちらに、このセキュリティー対策のところにも記載をしたとおり、ウイルスの侵入を防ぐウイルスチェック機能がありますことと、あとインターネットに接続されるタイミングはデータアップロード時のみなので外部からの侵入はされにくいようになっております。それから、データのアップロード先はシステム業者のサーバーではなくて共済組合の独自のサーバーにされるので、ほかの目に触れることはないようになっております。

こちらの電子計算機に結合することによりまして、作業時間が減るのはもちろんのこと、ミスが生じるポイントも減るということと、何か修正があった場合にも迅速な対応が可能となるということ等がございます。また、郵送で今はやっておりますので、その間の配送の遅延ですとか紛失とか、そういったリスクも防げるということでございます。

また将来的には、今は組合のほう負担をしているんですけれども、その郵送料とか、そういったものは、いずれは区のほうで用意をするようにというふうな指示がございますので、この機に安全性もありますし、こちらの方式に変えていきたいと思っております。

諮問の理由でございますけれども、一括承認基準に該当がないため、今回上げさせていただきます。

取り扱う個人情報につきましては、参考資料のその次に別表としてつけてございます。

電子計算機の結合する時期及び期間でございますけれども、令和4年3月以降の例月報告から、この形で実施をしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

C委員、お願いたします。

C委員：やっぱり、この間の中で外部ファイル収受システムは、多分1回も出てきたことないと思うんですけど、これ宅ファイルとかそんな、何というのかな、1回業者さんのところでデータを預かっていて、それをパスワードが分かれば受け取れると、こういう感じ

審 議 経 過

No.25

ですか。クラウドというか、そういうのとはまた違う、どんなものなんですか。

会 長：課長、お願いします。

人事課長：間に、そういうシステムというか、そういうものが挟まれないので、直接公立学校の共済組合のサーバーのところに行くというような。そのログインのIDとかも豊島区専用のもので毎月変わるので、そういう意味ではちょっと違うかなというところがあります。

会 長：C委員、お願いします。

C委員：分かりました。分かったというか、私が勝手にイメージしていたのとはちょっと違って、その公立学校共済組合のほうが持っているシステムの中に受け取る、そういう機能があると、こういうふうを考えるということですね、いかがですか。

会 長：はい、課長。

人事課長：そのとおりでございます。

会 長：はい、C委員。

C委員：多分、でも初めてこういうのが、今まではデータセンターとかクラウドとかあったけど、そういう受け取るというシステムは初めてだったと思うんですけど、そんなことないですか。その辺のこと分かりますか。後で、もし分かったら教えてもらえればなと思います。

それ以外で言うと、これまでよりも簡易に経費も安くやれるということと、訂正も早いというようなことがあるということでした。分かりました。

会 長：ほかにご意見おありでしたら。ご質問ありますでしょうか。

特にないようでしたら、決を採らせていただきます。

本件につきまして、これを是とする方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の審議に移らせていただきます。

はい、E委員。

E委員：時間がもう既に1時間40分ぐらいきていますので、まだ議案も残っていますので、若干休憩させていただいて、後半の部分でパワーアップするためにも5分程度で結構なんですが、休憩させていただければありがたいと思います。

会 長：ただいまE委員からトイレタイムのご希望が寄せられましたので、5分休憩を取らせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから5分間休憩ということでご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(午後3時42分 休憩)

(午後3時49分 再開)

会 長：それでは審議を再開させていただきます。

事務局のほうからお願いいたします。

区民相談課長：それでは、次の資料9から10、諮問第40号、41号について、保健福祉部

審 議 経 過

No.26

福祉総務課長よりご説明申し上げます。

会 長：よろしくお願ひいたします。

福祉総務課長：すみません。よろしくお願ひいたします。

会 長：着席されてお話しいただければと思います。

福祉総務課長：ありがとうございます。それでは恐縮です、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、諮問資料の説明に入ります前に、本日お配りをしております資料、成年後見制度利用促進事業についてという、下にイメージ図というカラーで囲っているものがございます。こちらのほうから、まず事業の概要説明をさせていただければと存じます。

1 番、成年後見制度とはとございますけれども、成年後見制度は認知症、知的障害その他の精神上の障害によって物事を判断する能力が十分でない方について、そのご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度のこととございます。

2 番目、条例の制定及び計画の策定です。（1）の3行目以降のところでございますが、成年後見制度はそのような方を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、国は制度の利用促進を図るため法律を制定するとともに、国の基本計画を閣議決定をいたしたところとございます。こうした動きを受けまして、令和3年12月に区では条例を制定するとともに、区における基本計画を策定したところとございまして、本日、皆様方にも資料のほうを配付させていただいているところとございます。

3 番目、成年後見制度利用促進事業の概要です。（1）国は権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のため協議会を設置し、その中核となる機関の整備を自治体が行うこととしております。そのため、これまで権利擁護支援は、主に社会福祉協議会の自主事業として行われてきましたが、今後は、成年後見制度の利用促進に係る取り組みを区の事業と位置づけまして、協議会を設置するとともに中核機関を整備いたします。

（4）中核機関の運営につきましては、社会福祉協議会がこれまで培ってきた専門性、そして実績を生かす観点から社会福祉協議会に委託をして実施をいたします。

参考としまして、協議会と中核機関のイメージを図に示しております。真ん中にご本人が書かれておりますけれども、円の内側には成年後見人、家族・親族、福祉関係者、地域の方などが連携して、ご本人を見守りながら継続して支援を行う図になってございます。

また、協議会の構成でございますけれども、外側の円に例示としまして、専門職団体、学識経験者、民生委員・児童委員、関係団体などを記載しておりますが、今後調整していく予定ですので、これは一例としております。確定しているものではございません。

なお、協議会の事務局を中核機関が担うこととなります。こちらを社会福祉協議会に委託をするというものでございます。

それでは、裏面をご覧くださいと存じます。

審 議 経 過

No.27

4番目のところでございますが、中核機関の役割分担（区・社協）と委託開始時期等でございます。

表の左側をご覧ください。中核機関の役割としまして、広報、相談、利用促進、後見人支援、運営を記載しています。また、中核機関の役割ごとの主な内容、内容に応じた区と社協との役割分担、委託の開始時期を一覧にしております。

令和4年度におきましては、これまで社会福祉協議会が主に担ってきました、広報、相談、社会貢献型後見人（区民後見人）の養成の各業務を委託する予定です。この委託する業務のうち個人情報に関わってまいりますのが、赤い四角で囲んであります相談業務でありまして、黒丸のついているところが、今回諮問をさせていただく内容となります。

次に、5番目のところは今回諮問する内容でございます、記載のとおりでございます。

諮問項目の目的外利用と業務委託に関して事前に送付をしております資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料9の諮問資料（目的外利用）をお取り出してください。

1、件名ですが、成年後見制度利用促進事業委託に係る個人情報の目的外利用です。

2、業務の概要でございます。1の内容ですが、権利擁護支援を必要とする区民に対して、成年後見制度の利用が適切に行われるよう、訪問・相談等により支援を行うために必要な個票を作成するものです。

二つ目の対象者等でございますが、成年後見制度の利用対象となる区民、推定で2,873人を想定しているところでございます。

3番目の収集先につきましては、高齢者福祉課、障害福祉課をはじめ、記載の各課です。

4番目の収集方法ですが、各課において保有するデータのうち支援に必要な個人情報を、紙、電子メールの受信又はデータを格納した媒体等により、その提供を受けることを考えております。

5番目の理由ですが、権利擁護支援を必要とする区民に対して、成年後見制度の利用が適切に行われるためには、どのような支援が必要なのか、その支援ニーズを把握したうえで、精査・判断を行う必要があるためでございます。

次の3の一括承認基準の該当の有無、そして、4の過去の類似案件につきましては記載のとおりでございます。

5番目の諮問理由でございます。過去の類似案件はありますが、本業務は新規事業でありまして、目的外利用する個人情報の範囲が異なり合致しないため諮問するものでございます。

6番目の取り扱う個人情報ですが、理由のところ、対象者への連絡・訪問のためと必要な支援・援助について決定するために必要な個人情報を利用するものところに記載をしてございます。

7番目の目的外利用をする時期及び期間ですが、本審議会承認後、令和4年度当初か

ら利用を開始する予定でございます。

続きまして、資料の10、諮問資料（業務委託）をお取り出しください。

1番、件名ですが、成年後見制度利用促進事業委託に係る措置でございます。

2番目の業務の内容の欄の1番をご覧ください。本業務は、「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例」及び「豊島区成年後見制度利用促進基本計画」、いずれも令和3年の12月に策定をしたものでございますが、こちらに基づきまして、成年後見制度の利用促進を図るために行う事業の実施委託でございます。

1番目の内容でございますが、委託事業の内容は大きく4点、（1）制度の周知・啓発、（2）制度の相談支援及び利用支援、（3）区民後見人の養成講習の実施、（4）区民後見人への支援でございます。

2番目の該当者等でございますが、成年後見制度の利用対象となる区民、推定で2,873名でございます。

3の委託理由ですが、平成15年4月に豊島区民社会福祉協議会の自主事業としまして、福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が開設をされました。さらに平成19年9月には東京都の成年後見制度推進機関に、こちら位置づけられまして、高齢者や障害のある方などの福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援を行ってまいりました。福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」がこれまで培ってきた専門性ですとか実績を生かすことで、スムーズに事業が実施できるとともに、コスト面においても効率的であるという、以上のことを踏まえまして、社会福祉協議会に委託して実施する予定でございます。

4の効果でございますが、区民一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるものと考えております。

次に、3番の一括承認基準の該当の有無、そして、4番目の過去の類似案件につきましては記載のとおりでございます。

5番目の諮問理由ですが、過去の類似案件はございますが、本業務は新規事業でありまして、一括承認基準にも該当しないため諮問するものでございます。

6、取り扱う個人情報ですが、別表の『6「取り扱う個人情報」の項目』をご覧くださいただければと存じます。

別表の6の部分でございますが、1、区が収集して事業者提供する情報。2、事業者が必要に応じて収集する情報。3事業者が必要に応じて収集する収集禁止事項に関する個人情報の収集の各項目について、それぞれ個人情報の項目を記載してございます。

恐れ入ります、諮問資料にお戻りをいただきまして、7の情報の保護でございます。こちらにつきましては、再度別表の裏面のところでございますが、7「情報の保護」の項目をご覧くださいただければと思います。

別紙の1「特記事項」のうち修正した条項について記載しております。変更した条項でございますが、第2条について、取り扱う個人情報の範囲を明らかにしています。

次に、第5条、目的外利用ですが、支援・援助を決定する際に、個人情報を伝える必要も考えられることから「制限」といたしました。

審 議 経 過

No.29

第6条の外部提供の制限につきましても、支援する、援助を決定する際に個人情報を伝える必要も考えられることから「制限」としております。

第7条、再委託ですが、本事業の一部を再委託する可能性があるため、再委託の「禁止」から「制限」といたしました。

第8条、複写又は複製ですが、業務上必要であると認められるため、ただし書きの規定を設けまして、複写又は複製を「禁止」から「制限」といたしました。

第10条、資料等の返還義務ですが、業務処理上、返還が困難である場合が認められるため、ただし書きの規定を設けました。

恐れ入ります、諮問資料にお戻りいただきまして、諮問資料裏面の8、審議する対象範囲でございます。こちらにつきましても、別紙の2をご覧くださいと存じます。

別紙の2でございます。成年後見制度利用促進事業委託の流れとしまして、今回の諮問事項を(1)から(4)まで列挙しております。流れ図でございますが、左側に上から下に向けまして順に、区、支援が必要な区民、本人を取り巻く関係者を記載し、右側に受託事業者とその対応の流れを記載しています。

まず、区と事業者の間で委託契約を行った上で(1)区から受託事業者へ必要に応じて個人情報を提供いたします。また図の中ほど、支援が必要な区民から相談を受ける中で受託事業者が支援・援助の決定に必要な個人情報の収集や、(3)の収集禁止の個人情報の収集を行います。

同様に図の下のほうでございます。本人を取り巻く関係者から受託事業者が(2)の個人情報の収集を行います。

図の受託事業者から区へ向かう矢印をご覧ください。事業報告を適宜受けるとともに、委託が終了した際には(4)提供・収集した個人情報を返還いたします。

受託事業者の囲みの部分をご覧ください。こちらは相談を受けてからの流れを簡単にお示ししたものでございます。

まず、相談対応をした際には成年後見制度の仕組みを説明し、制度以外の権利擁護支援の説明をした上で権利擁護支援ニーズの把握に努めます。

次に、支援ニーズの精査でございます。本人にとって適切な支援、援助を決定するために必要に応じて個人情報が必要となってまいります。

次に、制度利用の必要性の判断でございますが、制度利用に必要な有無によりまして、適切な支援につなげてまいります。

恐れ入ります、再度諮問資料へお戻りいただければと存じます。

9の委託先ですが、特命随意契約によりまして、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会を予定しております。

10の契約締結予定日は令和4年4月1日でございます。

なお、諮問に当たりまして、参考資料として、豊島区成年後見制度利用促進基本計画と家庭裁判所が作成いたしました成年後見制度のパンフレットをおつけしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問は。

審 議 経 過

No.30

G委員、お願いします。

G委員：単純な質問なんですけれども、利用対象となる区民の数、推定2,873人というのはどこから出された数字なんですか。

会 長：はい、お願いいたします。

福祉総務課長：ありがとうございます。

こちら、基本計画のほうにも記載をさせていただいております。もしお手元開ければですが、基本計画の15ページのところをご覧くださいと思います。15ページの11番、一番下のところですが、後見推定ニーズというところがございます、これ、いろいろな出し方がございますが、ある学識経験者の方の試算では、総人口の1%が潜在的な利用者になり得るというところで、豊島区の人口が令和3年1月1日現在287,300人ということで、この数字を割り出したというところがございます。

会 長：G委員、よろしいですか。

C委員、お願いします。

C委員：成年後見制度の促進というか、それは必要だと思っております、条例ができて、議会でも私も賛成をいたしました。ただ、考え方として、本来中間機関、これは、今回委託をするという諮問なんです、本当はやっぱり区がやったほうが情報の連携とか個人情報との関係なんかでいうと分かりやすいと言うと変ですが、いろんな連携が必要なときに、この委託でやると結構、ここの審議会にもかけなくてはいけないみたいなところもあって、やりにくいと。志木市が直営で中間機関をやっております、だからこそ市民後見なんかも安心して、市が、自治体が後見の監督も含めて、いろいろやってくれるということもあって、いろんな職域団体とか、そういう人たちも関わることは関わるんですが、そういう制度のほうがいいのではないかなというふうには思っています。実際にコミュニティソーシャルワーク事業の委託のときにも、大変私も悩みまして、かなり全情動的なものを全部、いろんな情報を委託するということで、委託については悩んだ記憶があります。

結論的に言うと、今回は賛成はいたしますけれども、情報の流れとかが分かりにくいかなというふうには思っている、幾つか聞かせていただきます。

実際に委託事業なので、そうすると、今回は相談とか、そういうことを正式に成年後見利用促進事業そのものという、区がやるんだけど、それを社会福祉協議会に委託するという形になっています。まず申込みがあって初めて、これは発生するというところで、申込みがあったときに区として個人情報の提供という形がありますが、これはどういうふうに行われるということになるのでしょうか。

会 長：課長からお願いします。

福祉総務課長：ありがとうございます。

申込みが、社会福祉協議会のサポートとしまのほうに相談がまず入るといったときに、そこの中でのやり取りが当然発生いたします。社協の方が直接その相談者の方から聞き取る。その中で、どうしても分からない部分、これは聞かないと判断ができないようなものがあった場合に、区のほうに、こういうような相談をもらうということで、そ

審 議 経 過

No.31

この窓口が区の所管課になってくるわけですが、そこからやり取りが、個人情報のやり取りが発生、スタートするという流れでございます。

会 長：はい、C委員。

C委員：分かりました。ここのところにも、事業者が収集する、必要に応じて収集する情報がまず1にあるような、区が情報提供する情報を含めてやりつつ、さらに分からないことがあったときに各課に問合せをするという。問合せ的には、やっぱり、一番言いたいのは、区のシステムに関与して引き出すということではなくて、電話とか文書とかで問合せをする形でやるということでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

福祉総務課長：おっしゃるとおりでございます。区のシステムに入るということではなくて、まず所管課のほうに、この情報を知りたいというところを出していただいた上で、所管課のほうから各課のほうに情報を確認して、それをルートに乗せて正式にお渡しをするという形になりますので、システムを直接見に行くという扱いではございません。

会 長：はい、C委員。

C委員：目的外利用のところを見ますと、収集方法に、「必要な個人情報を紙、電子メール受信又はデータを格納した媒体」とありますけれども、このデータを格納した媒体というのは具体的にどういうものでしょうか。

会 長：はい、課長。

福祉総務課長：これはCD-Rで。所管課のほうで、そのCD-Rを用意して、それを社協のほうにお渡しをするという流れになりますので、そのところも記載のとおり、複数名で確認をしていくというような流れになってございます。

会 長：はい、C委員。

C委員：ちょっと、目的外利用のところに、その提供を受けるというふうに書いてあるんです。だから、何かイメージ的には目的外利用の総元が福祉総務課が受けて、そこから委託業者に渡すように見えるんですけど、その辺のところは必ずしもそうではないということになるのでしょうか。受託業者から直接各課に問合せをして、各課から媒体等、あるいは電話等で出すと、こういう流れでよろしいんですか。

会 長：はい、課長。

福祉総務課長：社協が欲しい情報があった場合には、まず所管課、それは今、福祉総務課でございますので、福祉総務課のほうに依頼をいただきます。それを依頼の内容について、福祉総務課から、その情報を持っている各所管課のほうに情報提供を依頼して、それをまとめて福祉総務課から社協のほうにお返しをすると、出していくというような形の意味でございます。

会 長：はい、C委員。

C委員：分かりました。では、各課に直接収集先に受託業者が問合せはしないと、こういうことは、一応確認をさせていただきました。

あと、最終的に、提供・収集した個人情報の返還、委託終了時ということになっているんですけど、委託終了時というのは、事業者が変わったり、そういう、あるいは直営

審 議 経 過

No.32

になったりというイメージで。例えば成年後見利用そのものがなくなった場合というのは、それは事業者が保管をするということになるんでしょうか。その辺の、例えば古い情報とか、そういうものの、場合によっては随時の提供とか、そういうことについてはもう決まっているんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

福祉総務課長：現時点では、収集を、お渡ししたものについては社協のほうに保管をしていただくという形になりまして、この事業の委託が、例えば今度直営に、区のほうで直営をするということになった場合、社協との委託は切れますので、そのようなときには今までお渡ししていた情報は全てお返しいただくというような流れで考えております。

会 長：はい、C委員。

C委員：あと情報の管理で、私、半分、今言ったんですけど、いろいろ私なりに結構心配になるのは、その方が例えば亡くなったり、成年後見ですから元に戻るということはほとんど少ないとは思いますが、あるいは、でもそうはいっても社協とはやりませんよみたいな、こことはやりませんよみたいな形でいろいろなった。そういうものの記録とか、そういうものの保管期限とか、そういうものについてはどういうふうになっているんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

福祉総務課長：現在のところはその部分は定めておりません。

会 長：はい、C委員。

C委員：やはり情報の関係でいうと、その辺、いつまで保管するのか、社協がずっと保管するのか、受託業者が保管するのか、その辺も今後のことを考えると検討しておいたほうがいいかなというふうには思っています。

以上です。

会 長：ほかにご質問、ご意見おありでしょうか。

B委員：すみません、では。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：1点だけ確認させていただきます。資料10のところで、先ほど情報の保護のところで、特記事項のうち修正したというところで、第7条の再委託の制限を「禁止」から「制限」にしたということでお話がありました。この本事業の一部を再委託する可能性があるというような内容では、どういうことが今のところ考えられるのか、その点だけ確認させてください。

会 長：課長、お願いします。

福祉総務課長：ありがとうございます。

こちらの再委託につきましては、成年後見制度の相談ですとか直接のところでの再委託ではなくて、例えばパンフレットの作成ですとかというときに、社協が実際は作らなくてはいけないものを、デザインですとか、そういうところを委託をしていくと、また違うところに委託をするというようなイメージで考えておりますので、個人情報のところというところで再委託をするということではございません。

審 議 経 過

No.33

会 長：B委員、お願いします。

B委員：本業務というか、そういったものを一応再委託という扱いに含まれるということになるわけですね。私はそういうところまでは入っていないのかなと思ったんですけど。そこも含めた再委託というところになるわけですね。はい、分かりました。了解です。

会 長：それでは、ただいまの事項につきまして、これを是とするか、非とするか、確認をさせていただきますしたいと思います。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで是とさせていただきます。

この諮問は終わらせていただきまして、次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：それでは、次の資料11から13、諮問第42号、43号、44号について、保健福祉部自立促進担当課長よりご説明申し上げます。

自立促進担当課長：それでは、ご説明いたします。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金に係る諮問となっております。資料の事業概要のほうをご覧くださいと思います。

前回、12月に、システムの構築と、また確認書の封入、封緘、発送業務、またコールセンター、窓口業務等といったものについて諮問をさせていただきました。今回は未申請者の方への勸奨業務といったことで上げさせていただいているところとなっております。

それでは、事業内容について、改めまして、簡単にご説明をさせていただきますと思います。

今回の給付金でございますが、住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり10万円を給付するものとなっております。

給付をする対象者でございますが、対象の区分が二つございまして、まず1点目、基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。こちらは住民税非課税世帯と呼んでございまして、プッシュ型で確認書を発送してございます。

次に②、こちらは①のほか新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。家計急変世帯と呼んでございまして、申請に基づきまして、区のほうで審査をして給付を行っていくといったものとなっております。

今回は、こちらの①の対象者の方に対しまして、申請期限日の到来を前に勸奨業務を行うものとなっております。

申請の期限ですけれども、事業概要の一番下をご覧ください。住民税非課税世帯です。確認書を発送した日から3か月経過した日となっております。確認書を発送する日ですけれども、上を見ていただきまして、スケジュールのところです。住民税非課税世帯、生活保護世帯以外の方です。2月上旬、実は本日2月3日から順次発送を開始したといったところとなっております。

こちらの確認書が届きましたら、区のほうに返送をいただきまして、そうしまして、

審 議 経 過

No.34

こちらのほうで振込口座等を確認して、間違いなく給付を行っていくといったものとなってございます。

ただ、この確認書が家に届いても、書き方が分からないといったような理由で、給付を希望するけれども、申請ができないといった方が一定数発生すると考えてございます。私たちとしましては、必要な方に確実に給付を行っていきたいと考えてございます。そのため本日諮問に上げさせていただいております。

それでは、資料の11をご用意ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に必要な個人情報の目的外利用となっております。

内容です。本給付金の未申請者に対する申請勧奨に必要な対象者リストを作成する際、関係機関で保有している個人情報を目的外利用するものでございます。

対象者等です。豊島区高齢者総合相談センターの相談支援対象者、そして愛の手帳の所有者となっております。

収集先です。高齢者福祉課、そして障害者福祉課でございます。

収集方法です。各課において保有するデータを基に情報リスト作成いたしまして、基幹システムにより未申請者データと突合をいたします。

理由です。本事業の実施に当たりまして、申請期限日の到来を前に未申請の方に対して申請勧奨を実施することによって、給付を希望する方に確実に申請を行っていただくためでございます。

一括承認基準の該当はございません。

過去の類似案件、諮問の事由は記載のとおりとなっております。

取り扱う個人情報です。別表をご覧ください。氏名、フリガナ、世帯構成、続柄等、14の項目を特例的な対応が必要な対象者を把握するために目的外利用するものでございます。

戻りまして、目的外利用する時期及び期間でございます。本審議会承認後といたします。

続きまして、資料の12をご用意ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に係る個人情報の電算処理でございます。

内容です。本給付金の未申請者に対する申請勧奨業務の事務処理のため基幹システムを利用し電算処理をするものでございます。

対象者等です。本給付金の受給対象となる未申請者、そして高齢者総合相談センターの相談支援の対象者、愛の手帳の所有者でございます。

理由です。本事業の申請期限日の到来を前に、給付を希望する対象の方に確実に申請を行っていただくため、対象者の情報を電算処理し、円滑に業務を遂行するためでございます。

一括承認基準の該当はございません。

過去の類似案件、諮問理由は記載のとおりとなっております。

審 議 経 過

No.35

取り扱う個人情報です。別表をご覧ください。こちら、氏名、フリガナ、世帯構成、続柄等、15の項目を特例的な対応が必要な対象者を把握するために電算処理を行うものでございます。

電算処理する時期及び期間でございますが、本審議会の承認後といたします。

続きまして、資料の13をご用意ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務の委託に係る措置でございます。本事業でございますが、高齢者総合相談センターに委託を行っていくものとなっております。本給付金の未申請者に対しまして、ふだんからつながりのある地域包括支援センターの職員が勧奨業務を行っていくものとなっております。

内容です。豊島区高齢者総合相談センターに以下のとおり申請勧奨に係る業務を委託いたします。①勧奨電話、②勧奨訪問、③申請のサポート、④確認書の受領及び給付金窓口への提出、⑤現金給付希望等の調査及び区への報告でございます。

該当者等です。本給付金未申請者のうち、高齢者総合相談センターの相談・支援の対象者でございます。

委託理由です。本給付金の申請期限日の到来を前に、高齢者総合相談センターが未申請の方に対して申請の勧奨等を実施するためでございます。

効果です。給付を希望する高齢者の方に確実に申請を行っていただくためでございます。

一括承認基準の該当はございません。

過去の類似案件、諮問理由は記載のとおりとなっております。

取り扱う個人情報です。別表をご覧ください。区が収集して事業者へ提供するもの、申請、受給状況、氏名、フリガナ等、12の対象者の情報でございます。

次に、事業者が必要に応じて収集するもの、こちらは申請情報、支給情報その他12の項目となっております。

情報の保護です。第8条、第9条、「禁止」を「制限」に変更してございます。その他は記載のとおりとなっております。

次に、審議する対象の範囲でございます。流れ図をご用意ください。

審議する対象の範囲でございますが、三つございます。まず1点目、未申請者情報・確認書の提供における個人情報の取り扱い、(2) 勧奨電話業務における区民から収集した個人情報の取り扱い、(3) 勧奨訪問業務における個人情報の内容確認や必要に応じて区民から収集した個人情報の取り扱いでございます。

下の図をご覧ください。左が豊島区、真ん中が地域包括支援センター、右が区民となっております。

まず、(1) からご説明をいたします。未申請者情報・確認書の提供です。まず地域包括支援センターの保有するデータを基幹システムを通しまして、区に頂きます。そして、システムの中で未申請者データと突合いたしまして、申請勧奨に必要な対象者のリストを作成してまいります。

審 議 経 過

No.36

次に、(2) 勸奨電話業務になります。そちらの対象者リストを基に地域包括支援センターの職員に勸奨業務を行っていただきます。その中で現金給付の希望等がありましたら区に報告をいただく流れとなっております。こちらの報告は基幹システムの中に入力をいただくことで、こちらの区のほうにいただくものとなっております。

次に、勸奨電話の内容ですけれども、基本的には給付金についてのご説明、そして書き方についての説明を口頭でサポートをしてまいります。そういったことによりまして、確認書の提出を促してまいります。

(3) 勸奨訪問業務でございます。こちらは勸奨電話をした後に訪問してほしいといったような希望のある方、また勸奨電話をした後も、申請すると言っても、まだ未申請の方に対して訪問を行っていくものとなっております。勸奨の訪問をした際に現金給付の希望があれば、こちらはまた電話と同じように基幹システムを通しまして、区にご報告をいただくという流れを考えております。

また、勸奨訪問をした際の作業ですけれども、口頭でのサポートのほかに書き方が分からないといった場合には記入の補助といったものも行ってまいります。

また、基本的には確認書を自らポストに投函をしていただくといったところが基本とはなっておりますが、ポストまで投函に行くことが難しいといったような方も中にはいらっしゃると思います。そういった場合には地域包括支援センターの職員が代理でポストのほうに投函をしてまいります。

これらの作業によりまして、区のほうに確認書が届きましたら、内容を確認いたしまして、口座のある方につきましては口座に振り込み、口座のない方や、また口座があっても銀行に行っても自分で下ろすことが難しいといったような方もいらっしゃいますので、そういった方には現金書留、現金給付といったような形で給付を行ってまいります。

では、また戻りまして、資料13をご覧ください。

委託先でございます。豊島区内の高齢者総合相談センターを受託をしている事業者に委託をしてまいります。

契約締結予定日でございますが、本審議会終了後、特命随意契約をいたします。

簡単ではございますが、説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

会 長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

C委員、お願いいたします。

C委員：目的外利用のところとか電算処理のところでは愛の手帳のことが書いてあります。ただ、委託をするのは、どうも高齢者総合相談センターで、こちらは一般的には65歳以上というふうになっておりまして、そうすると愛の手帳を保持している65歳未満の人たちはどこで、高齢者総合相談センターでやるのか、今これを見たときに分からなかったんですが、どんなふうになるのでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

自立促進担当課長：65歳以上の方につきましては、高齢者総合相談センターに委託をする予

審 議 経 過

No.37

定です。愛の手帳の所有者につきましては、区のほうに障害のワーカーがおりますので、障害のワーカーのほうで申請勸奨を行うといった流れを考えてございます。

会 長：はい、C委員。

C委員：そうですね。あと一般的には高齢者の世帯で介護が入っていると、結構ケアマネジャーさんとかヘルパーさんが気がついてくれたりとか声かけをして、いろんなこともやってくれていることが多いかなと。あるいは施設に入っていれば、もうそこでやってくれる。そうすると結構、そこまではいかないけどみたいな方がいるのかなと思うんですが、対象者、もちろん戻ってこない中でというところですから、対象者はどのぐらいいいそうだとしたこととかはもう予想しているのでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

自立促進担当課長：今回の委託のほうの対象者につきましては、想定としては、今の段階で、まだ確認書を発送した段階といったところでございます。非常に想定難しいところがございます。ちょうど昨年度特別定額給付金も同じような申請勸奨をしてございまして、その際には地域包括支援センターに対しましては352件依頼をしたと聞いてございます。今回は、給付金対象の範囲は、そのときよりも狭まっていると考えておりますので、対象の範囲ももう少し少なくなるといったところを想定しております。

C委員：分かりました。ありがとうございます。

会 長：ほかにご意見、ご質問おありでしょうか。

特にございませぬようでしたら、決を採らせていただきたいと思います。

この諮問につきまして、是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

以上で本日の審問事項に関する審議は終了となりました。

本日は、報告事項はございません。

本日の議題は以上となります。

最後に、事務局より連絡事項等がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日はお忙しい中、また、まん延防止等重点措置が発令されている中、会議にご参加いただき、誠にありがとうございました。

次回、第6回ですが、令和4年3月29日午前10時からの開催を予定しております。年度も押し迫った3月末、お忙しい時期の開催となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

また、机上配付いたしました前回第4回の審議会議事録については、お持ち帰りいただき、内容をご確認ください。その上で加除訂正等ございましたら、2月17日木曜日までに区民相談課行政情報グループまでご連絡をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会 長：それでは、本日は閉会とさせていただきます。長い時間ありがとうございました。

審 議 経 過

No.38

合 議 結 果

議 事

次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。

諮問第27号

終活情報登録事業における終活関連情報の収集

諮問第28号

終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理

諮問第29号

終活情報登録事業の業務委託

諮問第35号

医療観察制度に係る個人情報の外部提供

諮問第36号

小児慢性特定疾病医療費助成システムの新規構築

諮問第37号

小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築及び保守業務の委託

諮問第39号

公立学校共済組合の外部ファイル授受システムとの電子計算機の結合

諮問第40号

成年後見制度利用促進事業委託に係る個人情報の目的外利用

諮問第41号

成年後見制度利用促進事業委託に係る措置

諮問第42号

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に必要な個人情報の目的外利用

諮問第43号

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に係る個人情報の電算処理

諮問第44号

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務の委託に係る措置

次の諮問事項について審議し、これを継続審議とした。

諮問第38号

寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合

審 議 経 過

No.39

<p>提出された 資料等</p>	<p>資料1 終活情報登録事業における終活関連情報の収集 資料2 終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理 資料3 終活情報登録事業の業務委託 資料4 医療観察制度に係る個人情報の外部提供 資料5 小児慢性特定疾病医療費助成システムの新規構築 資料6 小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築及び保守業務の委託 資料7 寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合 資料8 公立学校共済組合の外部ファイル授受システムとの電子計算機の結合 資料9 成年後見制度利用促進事業委託に係る個人情報の目的外利用 資料10 成年後見制度利用促進事業委託に係る措置 資料11 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者に対する申請勧奨業務に必要な個人情報の目的外利用</p>
----------------------	--